

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 滋賀県東近江市五個荘小幡町68番地30

氏名 ツチダ開発株式会社
代表取締役 土田安子

*廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年月日 令和7年10月29日

許可の有効年月日 令和12年8月30日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替えを含む収集運搬業

この写しは原本と相違ないことを証明致します
且し、記名捺印(朱印)あるもののみ有効
ツチダ開発株式会社

産業廃棄物の種類

燃え殻／汚泥／廃油／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／動植物性残さ／ゴムくず／金属くず／ガラスくず／コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／鉛さい／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物／ばいじん（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上 16項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

積替保管場所：滋賀県近江八幡市長光寺町字瓶割山951番地10

積替保管面積：28.35m²

積替えできる産業廃棄物の種類：

廃プラスチック類／紙くず／木くず／金属くず／ガラスくず／コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上 5項目）

保管上限：10.0m³

積み上げができる高さ：1.0m

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2 年 8 月 31 日	当初許可
令和 2 年 8 月 31 日	更新許可
令和 5 年 10 月 20 日	変更許可 (2項目の追加)
令和 7 年 8 月 31 日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無